

2025 年度 学年配当

- (1) 科目の履修は、原則として当該科目の配当されている年次において行うものとする。
- (2) 高学年次の者が低学年次に配当されている科目を履修することはできる。ただし、以下の科目については原則として配当年次以外の履修を認めない。

< 1 年次生配当 >

基礎文献講読*1, 法学基礎演習, First-Year Seminar, 政治学基礎演習, 公務基礎演習, 法政ゲートウェイ講義, 情報処理入門*2

- *1 基礎文献講読は 1 年次春学期を休学した場合は 2 年次に履修することができる。
手続き方法は R Guide「基礎文献講読の履修取消、履修申請」を参照のこと。
- *2 教職課程に登録している 2 年次以上の学生で、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（情報機器の操作）を未修得の場合、別途手続きを行うことにより履修を許可する。
手続き方法は R Guide「情報処理入門」の履修登録（教職課程登録者、2 年次以上対象）を参照のこと。

< 2 年次生配当 >

キャリア意識の形成

- (3) 低学年次の者が高学年次に配当されている科目を履修することはできない。ただし、資格要件等により、履修が認められる科目についてはこの限りではない。
- ※配当年次の他に、履修の前提となる条件が定められている場合がある。
- ※休学した学生の履修の原則について
- 休学した学生は、在学学期数にかかわらず、年次は 4 年次まで自動的に進む。この場合、特に学部・学科等で定める場合を除き、進んだ年次の配当科目について履修登録が認められる。